

墓地内は自分で清掃を



公園の周囲を彩る満開の桜



大切に 부탁드립니다

いずみ聖地公園内の施設の維持管理は、墓地の使用を許可された人の管理料で賄われています。

この管理料は、公園内の公共部分(広場・道路・駐車場・緑地など)を管理するためのもので、それぞれの墓地内の清掃は自分で行うことになっています。

墓地の清掃をせずに草だらけにしていると、隣接する墓地の利用者に変惑を掛けることとなります。墓地の管理の時間が取れない人は、管理組合が清掃を代行する制度もありますので、いずみ聖

地公園管理組合へ申し込んでください。

許可の取り消しも

次に当てはまるような場合、墓地使用許可が取り消されることがありますので、十分に注意してください。

- 使用者が死亡し、承継者がいないとき
- 使用者が住所不明となつて7年を経過したとき
- 普通墓地使用者が、許可を受けただ日から2年を経過しても囲障(外柵)を設置しないとき
- 3年間管理料を納めないとき

変更手続きを忘れずに

墓地使用許可書の記載内容(住所・本籍・保証人など)に変更があった場合は、30日以内に手続きをしてください。

特に住所変更があった場合、納付書などの重要書類が届かないこととなりますので、忘れずに手続きをしてください。

式場をご利用ください

公園内の管理事務所には式場と和室があり、それぞれ有料(料金は左表の通り)で貸し出しをしています。また、飲み物や仕出しの注文も事務室で受け付けています。納骨式・回忌などの法要に利用してください。

※くわしくは環境衛生課 ☎20-1531 または、いずみ聖地公園管理組合 ☎36-2292へ。

式場・和室の使用料

種類	使用料	冷暖房費
式場	4時間まで1時間につき2,415円、超えると1時間につき1,050円	1時間につき262円50銭
和室	4時間まで1時間につき1,050円、超えると1時間につき525円	1時間につき52円50銭